

花粉交配用ミツバチの利用後は適切な処置を！

花粉交配用ミツバチを適切に扱い、伝染病のまん延を防止することで、持続的に養蜂と園芸生産を行うためのルールを紹介します。




花粉交配に利用した巣箱が適切に処置されず、屋外に長期間放置されている事例が報告されています。




花粉交配用ミツバチを利用される園芸農家の方へ

ふそ病検査済みのミツバチを購入しましょう


 ふそ病検査証明書により陰性証明がされているミツバチの購入をお願いします。陰性証明がされていない場合、ふそ病をまん延させる恐れがあります。


ミツバチは適切に管理、使用後も適切に処置しましょう

 花粉交配に使用したミツバチを放置しておく、ふそ病やダニの感染源となる可能性があります。

次回の花粉交配のために、役目が終わったミツバチは放置せず、適切に返却・焼却してください。

ふそ病はふそ病菌（アメリカふそ病菌・ヨーロッパふそ病菌）により発症する疾病で、家畜伝染病予防法により法定伝染病に指定されています。

 使用中にミツバチの様子がおかしいと感じた場合や、焼却に当たり、どうしたら良いかわからないなど、お困りごとがあるときには、購入又はリース元の養蜂家に相談してください。

 ミツバチ使用後、**通年飼育を行う（花粉交配以外の時期に飼育する）場合**、養蜂振興法に基づき、**県への蜜蜂飼育届の提出が必要**になります。届出をせず飼育をした場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。



養蜂と園芸作物の持続的な生産のために御協力ください！



【問い合わせ先】

農林水産省
畜産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656
農産局園芸作物課 TEL：03-3593-6496
消費・安全局動物衛生課 TEL：03-3502-8292

栃木県農政部
畜産振興課 TEL：028-623-2346
県央家畜保健衛生所 TEL：028-689-1200
県南家畜保健衛生所 TEL：0282-27-3611
県北家畜保健衛生所 TEL：0287-36-0314